

社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 健康保険標準報酬月額・累計標準賞与額の上限変更・
健康保険組合の後期高齢者支援金の負担増

平成28年4月から、健康保険法（および船員保険法）の標準報酬月額の上限である47等級・121万円に48級・127万円、49級・133万円、50級・139万円の3等級が追加され上限が引き上げられます。また、健康保険（および船員保険）における年度の累計標準賞与額の上限が現在の540万円から573万円に引き上げられます。また、健康保険組合の後期高齢者支援金の負担も引き上げられます。

標準報酬月額の上限改定

標準報酬月額等級の改定については、毎年3月31日における最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が1.5%を超えその状態が継続すると認められる場合には、改定後の最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が1.0%を下回らない範囲において、その年の9月1日から、政令で等級を追加できることになっています（健康保険法第40条2項）。

現在、最高等級である121万円に該当している被保険者は全被保険者の0.93%しか占めていません。つまり、立法上の原則があるにもかかわらず、政府は、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進など持続可能な医療保険制度を構築する目的のもと「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を平成27年5月29日に交付し、平成28年4月1日から健康保険料（および船員保険料）の上限を引き上げました。

さらに注意を要するのは、今回上限が引き上げられたのは健康保険法（および船員保険法）のみで厚生年金保険法の上限は引き上げられていない点です。厚生年金保険の標準報酬の上限を引き上げると、報酬比例で将来の年金給付が決定するため、保険料は増えるが将来の給付も増えるためです。

後期高齢者支援金の全面総報酬割移行

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者が加入する医療保険制度です。都道府県ごとにすべての市区町村が加入する「広域連合」が運営しており、一般の医療保険制度からは独立しています。財源の約4割を現役世代が後期高齢者支援金として負担し、残りを公費と高齢者の保険料で支えています。

現役世代が支出する後期高齢者支援金は、各保険者（協会けんぽ・健康保険組合）の加入者数に応じて負担を決定する「加入者割」とされてきましたが、今回の法律で、各保険者の所得に応じて負担を決定する「総報酬割」が平成29年度から全面実施されることが記載されています。これによって中小企業が多く加入する協会けんぽの負担が減り、大企業や同業種の複数の企業が設立する健康保険組合の負担が増えます。財政が厳しい健康保険組合にとってはさらなる追い打ちであり、解散する健康保険組合が出てくることが予想されます。

健康保険組合は、独自の保険事業に取り組み加入者の疾病予防や健康増進を図り、医療費の削減や適正化に寄与しています。健康保険組合が解散すれば、医療費の削減や適正化を図る重要な社会的な担い手が失われます。健康保険組合からの後期高齢者支援金が減ることはもちろん、解散した健康保険組合の加入者は協会けんぽに流れ、国庫の負担増につながります。

もう少し補足！

増える高齢者医療費を社会全体で支えるという観点では総報酬割の導入はやむを得ないと考えられます。しかし、長年の自助努力によって財政の健全化と安定化を実現してきた健康保険組合に行き過ぎた医療費負担増を求めることは、憲法が保障する財産権を侵害するものではないでしょうか。皆さまが加入されている健康保険組合の今後の動向を注意深く観察したい次第です。